

Y I C情報ビジネス専門学校 学則

第1章 組織

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、工業分野並びに商業実務分野及び教養面に関する専門知識・技術を教授するとともに良識ある社会人として必要な資質を養い、国家、地域社会の発展に貢献できる心豊かなスペシャリストの育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、Y I C情報ビジネス専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、山口県山口市小郡黄金町2番24号および山口県山口市小郡御幸町6番1号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員

(課程、学科、修業年限及び定員等)

第4条 本校に次の課程及び学科を置き、修業年限、入学定員、総定員は、次のとおりとする。

2. 修業年限が2年以上かつ62単位以上の専門課程は、学校教育法第125条の2第1項に規定する特定専門課程とする。

課程	学科	修業年限	入学定員	総定員	課程区分	職業実践専門課程	昼夜の別	備考
工業専門課程	情報工学科	3年	30名	90名	特定専門課程	認定	昼間	募集停止
	情報デザイン科	2年	40名	80名	特定専門課程	認定	昼間	
	ハイブリッドスタディ科	4年	20名	80名	特定専門課程		昼間	
商業実務専門課程	情報ビジネス科	2年	30名	60名	特定専門課程	認定	昼間	募集停止
	ビジネス科	2年	40名	80名	特定専門課程	認定	昼間	
	医療事務学科	2年	20名	40名	特定専門課程	認定	昼間	募集停止
	ペット総合学科	2年	25名	50名	特定専門課程	認定	昼間	
	国際ビジネス学科	1年	20名	20名	専門課程		昼間	募集停止

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学期は次のとおりとする。

前期 4月1日 から 9月30日まで

後期 10月1日 から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 土曜日、日曜日
- (3) 学年始め休業日
- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日
- (6) 学年末休業日

2. 臨時の休業日は、その都度校長が定める。

3. 必要がある場合は、校長は、第1項の休業日を臨時に変更し、又は休業日の期間中においても、授業を課することがある。

第4章 教育課程、始業・終業時刻及び履修単位の計算方法と評価

(教育課程)

第7条 教育課程は、別表のとおりとする。

2. 授業科目は、必修、選択必修、選択に分け、履修方法は講義、演習、実習とする。
3. 教育内容の向上や教育課程編成委員会等の助言により、年度ごとに教育課程を変更することがある。

(始業及び終業時刻)

第8条 始業時刻は9：30、終業時刻は17：00とする。

2. 校長は、教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、始業及び終業時刻を変更することができる。

(履修単位の計算方法と評価)

第9条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。

2. 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で一単位とする。
3. 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で一単位とする。
4. 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
5. 各教科科目の単位数計算および、成績評価は別途定める。

(他校等における授業科目の履修の単位認定)

第10条

1. 本校の学生が、他の専修学校・大学等において履修した授業科目については、当該課程の修了に必要な総授業時間数の1/2を超えない範囲で、本校の授業科目の履修とみなすことができる。
2. 認定の可否および単位数は、教務委員会の審議を経て校長が決定する。
3. 認定申請の手続きは別に定める。

(入学前の履修科目の単位認定)

第11条

1. 学生が入学前に大学・専修学校等で履修した科目について、本校の授業科目の履修とみなすことができる。
2. 認定できる単位数は、原則として修了に必要な総授業時間数の1/2を超えないものとする。
3. 認定手続きは別に定める。

(技能検定等の成果による単位認定)

第12条

1. 文部科学省が認める技能審査（例：英検、TOEIC、漢検等）の合格級に応じて単位を認定することができる。
2. 認定基準は別表に定める。

(ボランティア・インターンシップ等の学外活動の単位認定)

第13条

1. 学外活動（ボランティア、インターンシップ等）が教育上有益であると認められる場合、単位として認定できる。
2. 認定にあたっては、活動内容が教育水準に相当すること、証明書類が提出されることを要する。

第5章 卒業及び称号

(卒業)

第14条 校長は、学習評価に基づいて、課程修了の認定を行う。

2. 修業年限以上在学し、31単位の当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得した者は、職員会議を経て校長が卒業を認定する。
3. 当該学科の卒業に必要な単位数の内訳（総単位数および必須等）は、別途定める。
4. 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(称号)

第15条 前条の規定により卒業を認定された者であって、文部科学大臣が定める専門士又は高度専門士の称号付与要件を満たす特定専門課程を修了した者に対し、次の称号を授与する。

専門士（工業専門課程）、専門士（商業実務専門課程）、高度専門士（工業専門課程）

第6章 入学、休学、退学及び転学

(入学時期)

第16条 本校への入学は、学年の始めにおいて、校長が許可する。

(入学資格)

第17条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上で、文部科学大臣が定める基準を満たすもの）を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(出願)

第18条 入学を志願する者は、本校所定の入学願書に、入学選考料を添えて指定する期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第19条 前条の手続きを終了した者に対して、入学者の選考を行い、合格の通知を受けた者は、所定の手続きに従って、期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金を納入しなければならない。

2. 校長は前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学手続)

第20条 入学を許可された者は、所定の手続きに従って、校納金を期日までに納入し、すみやかに誓約書、保証書および他所定の書類を提出しなければならない。

2. 前項の保証書において保証人および副保証人を各1名定めなければならない。

(編入学、転入学及び再入学)

第21条 次の各号に該当する者で、本校への入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学、短期大学、高等専門学校及び他の専修学校を卒業または退学した者（編入学）

(2) 社会人で前号の学歴を有する者及び同等の学力を有すると認められた者（編入学）

(3) 他の専修学校に在学し、相当な学力があると認められた者（転入学）

(4) 本校を卒業または退学した者（再入学）

2. 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、職員会議を経て校長が決定する。

(休学及び復学)

第22条 疾病その他止むを得ない事由により、2か月以上修学できない者は、休学願を提出し、校長の許可を受けて休学することができる。

2. 休学の期間は、通算して2年を越えることができない。

3. 休学の期間は、在学期間に算入しない。

4. 休学の事由が消滅し復学しようとする場合は、復学願を提出し、校長の許可を受けて復学することができる。

(転科)

第23条 特別な事由により転科を願い出た者に対して、転科後その学科に必要な授業科目を修得する見込みがあると認められた場合は、校長が転科を許可することができる。

(退学及び転学)

第24条 退学しようとする者、または他の学校に転学しようとする者は、その事由を明らかにして退学、転学願を提出し校長の許可を受けなければならない。

(在学年限)

第25条 在学期間は、修業年限の2倍を越えることができない。

(除籍)

第26条 次の一に該当する者は、職員会議を経て、校長が除籍する。

- (1) 校納金(学費、教材費等)の期日まで納付を怠り、催促してもなお期日までに納付しない者
- (2) 定める在学年限を超えた者
- (3) 定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 正当な理由がなく欠席が長期にわたり、修業の意思がないと認められる者
- (6) 性行不良で改善の見込みが認められない者
- (7) その他学業をするにあたり、校長が不適切と認めた者

第7章 出欠席等

(出欠席等)

第27条 出席、欠席、遅刻及び早退等の取り扱いについては、校長が定める。

(公欠等)

第28条 次のいずれかに該当するときは、欠席として取り扱わない。

- (1) 忌引(1親等以内7日間、2親等以内3日間、3親等以内1日間)
- (2) 結婚式、法事(2親等以内1日間)
- (3) 国民としての法的義務履行(学校感染症や裁判員制度など)
- (4) 自然災害等(居住家屋の破損、交通機関等不通による登校困難など)
- (5) 傷害(本人に過失のない交通事故など)
- (6) 学習活動(企業での実習、特別講座への参加など)
- (7) 就職活動(説明会、筆記試験、面接試験、試験としての研修実習、内定先から依頼のあった研修や式典など)
- (8) 普通自動車運転免許取得(自動車学校の仮免許試験と卒業試験、試験センターの本免許試験、各1回のみ)
- (9) その他校長が認めるもの

以上を公欠扱いとし、公欠届を担任に提出すること

第8章 保証人

(保証人の責任)

第29条 保証人は、本人の校内外における学生生活について、学校に対し、財産上及び身分上の一切の保証の責に任ずるものとする。

2. 保証人が保証しなければならない債務の限度は、修業年限全てにかかわる学費および教材費の合計に相当する額とする。

(保証人の資格)

第30条 保証人は、父母若しくは成人の親族等で独立の生計を営む者とする。

2. 副保証人は独立の生計を営む成人者とする。

(保証人の変動)

第31条 保証人の身分に変動があった場合は、すみやかに届出なければならない。

第9章 入学金、授業料その他の納付金

(入学金及び授業料等)

第32条 入学金、授業料その他の納付金は、別に定める。

2. 授業料は、当該年度の開始の日までに一括して納付する。ただし、2回に分割し第1期分は前納し、第2期分は当該年度の7月31日までに納付することも可能とする。
3. 施設設備費は、当該年度の開始の日までに一括して納付するものとする。
4. 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等を2か月以上滞納しその後においても納入の見込みがないときは、除籍することがある。

5. 特別の事情があると認められた者には授業料等を減免することがある。

第10章 表彰及び懲戒

(表彰)

第33条 学業、人物、その他について優れ、他の模範となる者に対し、校長が表彰する。

(懲戒)

第34条 本校の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、校長がこれを懲戒する。

2. 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(弁償)

第35条 学生が校舎、校具その他の施設・設備を損傷又は紛失したときは、校長はその事情によって、その全部又は一部を弁償させることがある。

第11章 奨学生、特待生

(奨学生)

第36条 学力、性行ともに優れ、他の模範となる人物で、経済的な理由で就学困難な者に対し、奨学金を給付する。

2. 前項に関する規則は、別に定めるところによる。

(特待生)

第37条 学力、性行ともに優れ、校内において、他の模範生となるにふさわしいと認められる者に対して、入学金の全額又は一部を免除し、就学を進める。

2. 前項に関する規則は、別に定めるところによる。

第12章 健康診断

(健康診断)

第38条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第13章 職員組織

(職員組織)

第39条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 必要に応じて置く
- (3) 教員 5名以上
- (4) 講師 必要に応じて置く
- (5) 助手 必要に応じて置く
- (6) 事務職員 1名以上

2. 副校長は校長の助言のもと、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(会議及び委員会)

第40条 本校には、本校の管理運営に関して重要な事項を審議し、また教育活動等の点検及び評価を行うため、次の会議及び委員会を置く。

- (1) 職員会議
- (2) 自己点検・評価委員会

2 前項に定めるもののほか、校長は学校運営上必要と認める会議や委員会を組織することができる。

(自己点検・評価及び公表)

第41条 本校は、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について毎年

度自ら点検及び評価（学校自己評価）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、前項の点検及び評価の結果について、学校関係者評価委員会等による客観的な評価（学校関係者評価）や第三者評価を受けるよう努めるものとする。

第14章 附帯教育

（附帯教育）

第42条 本校の附帯教育は、次のとおりとする。

講座名	昼夜別	修業年限	総定員	総授業時間数	授業時間
海外福祉人材養成短期コース	昼間	3月	40名	240時間	9:30~15:30
海外福祉人材養成コース	昼間	6月	40名	480時間	9:30~15:30

第15章 雑則

（個人情報の取り扱い）

第43条 校長が学業・学生生活を円滑にするため必要と判断した場合には、本校が所有する当該学生に関する保証人および副保証人に対しても通知することがある。

附 則

（施行期日）

1. この学則は、1990年4月1日から施行する。

（途中省略）

21. 2026年4月1日から一部改正する。

但し、2026年3月31日以前に入学した学生は、従前の学則を適用する。